

## ◆ 省エネルギー診断支援申込書 ◆

送信先FAX番号: 042-649-2118

八王子市地球温暖化防止活動推進センター(クールセンター八王子)

省エネルギー診断支援事業に申込みます。

本事業の主旨を理解し、現地診断及び関連情報の提供に積極的に協力します。

申込者(診断先事業所の所有者又は使用者)		申込日	年	月	日
氏名 (法人にあっては会社名及び代表者氏名)	印				
住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)					
連絡先	(部署・役職) (氏名)				
	TEL:		FAX:		
	E-mail:		@		

## 診断先事業所

名称					
所在地	〒				
業種					
年間エネルギー使用量 (前年度又は直近)	(電気)	kWh/年		(都市ガス)	m <sup>3</sup> /年
	(その他1) ※ 燃料名及び年間使用量			(その他2) ※ 燃料名及び年間使用量	

\* 診断報告書は原則として、申込者に送付します。連絡窓口への送付を希望される場合は委任状(申込者の社印または代表者印必須)を必ずご用意ください。

連絡窓口(申込者自身が連絡窓口となる場合は記入不要)

申込者との関係	<input type="checkbox"/> 診断先事業所	<input type="checkbox"/> その他( )
名称		
連絡先	(部署・役職) (氏名)	
	TEL:	FAX:
	E-mail:	@

## 省エネルギー診断後の支援制度の希望(全て無料で実施できます。)

地球温暖化対策報告書作成ツールの提供 ※1	<input type="checkbox"/> 希望する。	<input type="checkbox"/> 希望しない。	<input type="checkbox"/> 検討する。
診断報告書説明支援の実施 ※2	<input type="checkbox"/> 希望する。	<input type="checkbox"/> 希望しない。	<input type="checkbox"/> 検討する。
運用改善技術支援の実施 ※3	<input type="checkbox"/> 希望する。	<input type="checkbox"/> 希望しない。	<input type="checkbox"/> 検討する。

※1 地球温暖化対策報告書作成ツール...事業所のエネルギー使用量やCO2排出量をグラフ化できるソフトを送付致します。

※2 診断報告書説明支援...診断後に事業所を訪問し、省エネルギー診断報告書の内容をわかりやすくご説明します。

※3 運用改善技術支援...省エネルギー診断でご提案させていただいた運用改善対策を、診断した専門員立ち合いのもと実施します。

お問合せ先(申込書の受領後、当センターから連絡いたします。)

東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)  
〒163-0810 新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階  
TEL: 03-5990-5087 メールアドレス: cnt-shoene@tokyokankyo.jp  
ホームページ: <http://www.tokyo-co2down.jp/>

受付欄

## ■ 注意事項 ■

本事業は、都内の中小規模事業所における省エネルギーの推進を目的としており、実施に当たっては、申込者及び診断先事業所から一定の御協力をいただくことを前提としています。下記事項について御確認いただいた上で、本事業にお申し込みください。

### 1 申込書について

#### ① 受付期間

2020年4月1日から2021年2月28日まで

#### ② 代表者印等の押印

申込書には、申込者の代表者印又は社印を押印してください。申込書原本は、現地訪問時に回収させていただきます。

#### ③ 連絡窓口の指定

連絡窓口は、申込者の承諾がある場合に限り指定することができます。申込書に連絡窓口を指定している場合、連絡窓口となる者は、本事業の実施及び本事業に係る申込者の企業情報の共有について、申込者から承諾を受けているものとみなします。

### 2 現地訪問について

#### ① 現地調査時間の確保

所要時間は、省エネルギー診断の場合4時間程度、省エネ現地アドバイスの場合2時間程度です。

#### ② 参考資料の提示

可能な範囲で竣工・改修図、機器取扱説明書、点検報告書等をご準備願います。

#### ③ 診断先事業所の関連他者\*との調整

特定の設備について助成金活用を予定されている場合でも、原則、主要機器が設置されている居室、作業場、屋上等を含め事業所全体が診断対象となります。必要に応じて関連他者様との調整をお願いします。

\*建物管理会社、テナントビルにおける所有者又はテナント入居者、区分所有物件又は共有物件における他の所有者等

### 3 その他

事前調査書（現地訪問前）及びアンケート（現地訪問後）の提出に御協力をお願いします。